

2019年7月16日

とちぎん TT 証券株式会社

お客さま各位

「外国証券取引口座約款」改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では2019年7月16日付にて、「外国証券取引口座約款」の一部を改定いたしますのでご案内申し上げます。詳細につきましては、新旧対照表を掲載いたしましたのでご参照ください。今後とも引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

「外国証券取引口座約款」の新旧対照表

下線部は変更部分

旧	新
<p>(受渡日等) 第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>4営業日目</u>とします。</p>	<p>(受渡日等) 第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>3営業日目</u>とします。</p> <p>附則 第14条の改定は2019年7月16日以降を約定日とする売買より適用されます。</p>